

発議案第2号

名護市辺野古沿岸部への土砂投入の中止を求める意見書について

上記の発議案を別紙のとおり地方自治法第99条及び会議規則第14条第1項の規定により提出します。

平成31年3月8日

八千代市議会議長 林 隆文 様

提出者	八千代市議会議員	伊原 忠
賛成者	八千代市議会議員	植田 進
	同	堀口 明子
	同	三田 登
	同	飯川 英樹

提案理由

国に対し、名護市辺野古沿岸部への土砂投入の中止を強く求める。

これが、本案を提出する理由である。

名護市辺野古沿岸部への土砂投入の中止を求める意見書

昨年9月の沖縄県知事選挙で、名護市辺野古への「新基地建設反対」の意思が示されたにもかかわらず、政府が圧倒的な民意を完全に無視し、基地建設予定地への土砂投入を開始したことは極めて遺憾である。

これは、沖縄県による辺野古の埋立て承認撤回に対し、政府が行政不服審査法を使い効力を停止させた上で、工事を再開させたものである。行政機関から国民を救済するための行政不服審査法を悪用し、沖縄防衛局が「一国民」に成り済まし、国土交通大臣に審査請求と「承認撤回」の執行停止を求めることは、法の趣旨から認められないものである。基地建設を推進する国機関の双方による「自作自演」、「出来レース」などと批判されていたが、予想どおり「公平性・中立性を欠く判断」が国土交通大臣によって出されたのである。

さらに、工事再開によって埋立て用土砂の搬出に使用している民間港の栈橋は、沖縄県の規則や条例に定められた手続に違反した栈橋であった。これらの違法に違法を重ねる行為は、法治国家として許されるものではない。

毎日新聞の昨年12月の世論調査では、辺野古への土砂投入について「反対」が56%で、「賛成」の27%を大きく上回っている。また、米大統領宛ての「辺野古の新基地建設作業の停止」を求める嘆願書への電子署名が、目標の10万筆を大きく超え20万筆に達したと報道されている。政府は、かたくなな姿勢を改め、しっかりと民意を受け止めるべきである。

よって、本市議会は国に対し、名護市辺野古沿岸部への土砂投入の中止を強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成31年3月20日

八千代市議会

提出先

内閣総理大臣様

内閣官房長官様